

「平和でこそ商売繁盛」「インボイス中止させよう」と声をあげていきましょう！

発行：2022年7月18(月) No. 481

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8111  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 役員中心、会員主人公の民商を！

### 常任理事会に新風吹き込む新しい役員

7月8日(金)19時30分から第1回常任理事会を開催しました。会長が入院中でしたが、新しい副会長、常任理事が参加し、自己紹介と、「班・支部活動の手引き」の学習を行いました。「班・支部活動の手引き」を読み合わせたあと、新しい常任理事の山田さんが「ここに書いてあるように、商工新聞は、会員が配ったり、会費は集金するんですか」と質問。「民商は、みんなで分担して配達・集金をするのが基本」と話すと「そうなんです。健康のためにも歩いているので、新聞を配るくらいしますよ」と発言。ほかの役員から拍手が上がりました。ベテランの役員からは「昔は、支部の数が今の倍あって、班会議も開かれていた。班会議も、7、8人くらい集まっていた。申告相談は、支部の役員がやっていて、事務局は会場を回っていた。今とまったく違うな〜」「役員を増やさないといけないね」と経験が話されました。「民商の歴史はどのくらいですか」との質問に、全商連70年の歴史の冊子を配ると「わ〜すごい、分厚いですね」と興味深そうにページをめくっていました。



### 名古屋北部民商が中京テレビの情報番組に！

7月5日の中京テレビの情報番組「キャッチ」のなかで名古屋北部民商が紹介されました。テレビ局から、愛商連事務所に相談があり、北部民商が紹介され回ってきたもの。参院選の争点の一つ、中小業者の営業問題について、諸物価の高騰に悩む店主の紹介と併せて、名古屋北部民商が、会員の切実な悩みに応えて学習会を開き、予定納税対策に取り組んでいることなども説明。当日は4時頃から、岐阜県の喫茶店店主の取り組みも紹介される中で、女性アナウンサーが、「中小の飲食業者などが加盟する団体によると、去年、支給されたコロナ対策の時短協力金が課税対象になったため、納税の対策に悩んでいる事業者も多い」と話し、画面ではテロップで、「名古屋北部民主商工会によると…」と14秒も！名前入りで紹介されました。なお、予定納税の減額申請書は20名ほどが提出しました。



### 誤振込されたお金は誰のもの？ 弁護士 加藤悠史 (名古屋北法律事務所)

山口県阿武町の給付金誤振込み事件は大きな話題となりました。最終的には、誤振込された給付金は返金されましたが、受取人は電子計算機使用詐欺罪で逮捕・起訴されました。この問題、実は、民事上も刑事上も、簡単ではありません。

誤って間違った銀行口座へ振り込んでしまうことは、一般的にもあり得ることです。この場合、民事上は、振り込まれた受取人(口座名義人)の銀行預金債権として有効だと判断されています。そのため、銀行は、受取人から預金の払い戻し請求があれば、応じるしかないので。但し、受取人には、払い戻したお金について、振込人から受け取る正当な権利がないので、誤振込した振込人に返さなければならない義務があります。従って、振込人は、受取人に対して返還請求権はありますが、銀行に間違ったといえ返してもらえないわけでもないのです。

では、銀行の預金は、誤振込を受けた受取人の預金債権として有効なのだとしたら、それを引き出したとしても刑事処分の対象とはならないのではないのかという疑問もできます。これについては最高裁判所の判決があり、誤振込された金銭の引き出し行為について詐欺罪が成立すると判断しています。なぜ騙したことになるかというと、簡略化すると、誤振込に気づいた受取人は銀行に対して、誤振込であることを告知する義務があると考えられており、この告知義務を履行せずに引き出すことは、自分の預金である(誤振込ではない)という嘘の説明をしたのと同じことになるからこれが騙したという判断になっているのです。

山口県阿武町の件は、インターネットを利用した手続きであったため、電子計算機使用詐欺罪という罪で起訴されましたが、先ほどの最高裁判決と同じ論理が通用するのかは、裁判の行方を見守りたいと思います。